

第6次国有林野施業実施計画書
第2次変更計画
(変更部分のみ)

(富士川中流森林計画区)

計画期間
自 令和2年4月1日
至 令和7年3月31日

関東森林管理局

富士川中流森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野管理経営規程第12条第2項第4号に「特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」を新設する。
- 2 国有林野管理経営規程第12条10号に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」を新設する
- 3 上記1、2の項目を新設することにより、これまでの3～6の項目を4～7に、8の項目を9にそれぞれ変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所 在 地 (林 小 班)	面 積 (ha)
46 い2	13.79
49 に	
52 ろ	
56 と	
58 と1、と2	
60 ち	
69 に	
70 に	
75 ほ	
82 は	
111 に、ほ、と	
122 ほ、へ	
124 ろ	
126 は	

4 林道の整備に関する事項

5 治山に関する事項

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

7 レクリエーションの森の名称及び区域

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

身延・南部地域森林共同施業団地

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

該当なし。

9 その他必要な事項